

第 2 0 類

海泡石，こはく，荷役用パレット（金属製のものを除く。）
），養蜂用巢箱，美容院用いす，理髪用いす，プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）
），貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。）
），輸送用コンテナ（金属製のものを除く。）
），カーテン金具，金属代用のプラスチック製締め金具，くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。）
），座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。）
），錠（電気式又は金属製のものを除く。）
），クッション，座布団，まくら，マットレス，麦わらさなだ，木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器，ストロー，ししゅう用杵，ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）
），旗ざお，うちわ，せんす，植物の茎支持具，愛玩動物用ベッド，犬小屋，小鳥用巢箱，きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）
），郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）
），帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）
），買物かご，家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）
），ハンガーボード，工具箱（金属製のものを除く。）
），タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）
），家具，屋内用ブラインド，すだれ，装飾用ビーズカーテン，つい立て，びょうぶ，ベンチ，アドバルーン，木製又はプラスチック製の立て看板，食品見本模型，人工池，葬祭用具，揺りかご，幼児用歩行器，マネキン人形，洋服飾り型類，スリーピングバッグ，額縁，石こう製彫刻，プラスチック製彫刻，木製彫刻，きょう木，しだ，竹，竹皮，つる，とう，木皮，あし，い，おにがや，すげ，すさ，麦わら，わら，きば，鯨のひげ，甲殻，人工角，ぞうげ，角，歯，べっこう，骨，さんご

海泡石 こはく

0 6 B 0 1

[第 1 類 第 6 類 第 14 類 第 17 類 第 19 類]

荷役用パレット（金属製のものを除く。）

0 9 A 0 3

[第 6 類 第 7 類 第 12 類]

養蜂用巣箱^{ほう}

0 9 A 4 4

美容院用いす 理髪用いす

0 9 E 2 5

[第 10 類 第 11 類]

プラスチック製バルブ（機械要素に当たるものを除く。）

0 9 F 0 5

[第 6 類 第 7 類 第 11 類 第 17 類 第 19 類]

アングルバルブ 球バルブ コック 自動調整弁 ちょう形バルブ

貯蔵槽類（金属製又は石製のものを除く。）

(0 9 G 5 9 ・ 0 9 G 6 0)

液体貯蔵槽 工業用水槽

0 9 G 5 9

[第 6 類 第 19 類]

液化ガス貯蔵槽 ガス貯蔵槽

0 9 G 6 0

[第 6 類]

輸送用コンテナ（金属製のものを除く。）

1 2 A 7 4

[第 6 類]

カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。） 座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） 錠（電気式又は金属製のものを除く。） 13C01

[第6類 第11類 第17類 第18類 第26類]

（備考）「カーテン金具 金属代用のプラスチック製締め金具 くぎ・くさび・ナット・ねじくぎ・びょう・ボルト・リベット及びキャスター（金属製のものを除く。）座金及びワッシャー（金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。） 錠（電気式又は金属製のものを除く。）」は、第18類の「洋傘金具」、第25類の「靴くぎ 靴びょう 靴保護金具」、「げた金具」及び第26類の「靴はとめ 靴ひも代用金具」に類似する。

クッション 座布団 まくら マットレス 17C01

[第22類 第24類]

（備考）「クッション 座布団 まくら マットレス」は、「寝台」に類似する。

麦わらさなだ 18A01

[第17類 第18類 第22類 第26類]

木製・竹製又はプラスチック製の包装用容器 (18C03・18C06・18C09・18C13)

木製の包装用容器（「コルク製栓・木製栓・木製ふた」を除く。） 18C03

折り箱 木箱 たる

竹製の包装用容器 18C06

かご

プラスチック製きょう木 プラスチック製包装用葉

1 8 C 0 9

コルク製栓 プラスチック製栓 プラスチック製ふた 木製栓 木製ふた

1 8 C 1 3

[第 6 類 第 17 類 第 21 類]

ストロー

1 9 A 0 5

[第 8 類 第 11 類 第 16 類 第 21 類 第 24 類]

ししゅう用枠

1 9 B 0 3

[第 8 類 第 16 類 第 21 類 第 26 類]

ネームプレート及び標札（金属製のものを除く。）

1 9 B 2 1

[第 6 類]

旗ざお

1 9 B 2 2

[第 16 類 第 24 類]

うちわ せんす

1 9 B 2 3

植物の茎支持具

1 9 B 3 2

[第 21 類]

愛玩動物用ベッド 犬小屋 小鳥用巣箱

1 9 B 3 3

[第 6 類 第18類 第21類 第28類]

きゃたつ及びはしご（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 4

[第 6 類]

郵便受け（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 3 5

[第 6 類 第19類]

帽子掛けかぎ（金属製のものを除く。）

1 9 B 3 6

[第 6 類]

買物かご

1 9 B 4 2

家庭用水槽（金属製又は石製のものを除く。）

1 9 B 4 9

[第 6 類 第19類]

ハンガーボード

1 9 B 5 1

工具箱（金属製のものを除く。）

1 9 B 5 3

[第 6 類]

タオル用ディスペンサー（金属製のものを除く。）

19B54

[第6類 第8類 第21類]

家具

20A01

[第6類 第11類 第19類]

- 1 たんす類
食器戸棚 茶たんす 洋服たんす
- 2 机類
座卓 事務机 食卓 勉強机 和机
- 3 いす類
安楽いす きょうそく 腰掛けいす 座いす 食卓用いす 長いす 乳児用ハイチェア
アー
- 4 鏡
鏡台 三面鏡台 姿見台 手鏡
- 5 洗面化粧台
- 6 いこう おもちゃ箱 傘立て げた箱 書棚 寝台 宅配ボックス 陳列棚 つり床
長持 文庫 本立て 本箱 マガジンラック ロッカー

（備考）1「家具」は、「つい立て びょうぶ」及び「ベンチ」に類似する。

2「寝台」は、「クッション 座布団 まくら マットレス」、第22類の「衣服綿 ハンモック 布団袋 布団綿」及び第24類の「かや 敷布 布団 布団カバー 布団側 まくらカバー 毛布」に類似する。

屋内用ブラインド すだれ 装飾用ビーズカーテン

20C01

[第6類 第16類 第22類 第24類 第27類]

（備考）「すだれ」は、第17類の「農業用プラスチックフィルム」及び第22類の「雨覆い 天幕 日覆い よしず」に類似する。

つい立て びょうぶ

20C04

(備考)「つい立て びょうぶ」は、「家具」、第6類の「金属製建具 金庫」、第11類の「火鉢類」、第14類の「宝石箱」及び第19類の「建具(金属製のものを除く。)」に類似する。

ベンチ

20D02

(備考)「ベンチ」は、「家具」、第6類の「金庫」、第11類の「火鉢類」及び第14類の「宝石箱」に類似する。

アドバルーン 木製又はプラスチック製の立て看板

20D04

[第6類 第21類]

食品見本模型

20D05

人工池

20D06

葬祭用具

20F01

[第6類 第19類 第21類 第24類 第26類 第31類]

位はい 神棚 骨つぼ さかき立て 三宝 数珠 納棺用品 花立て ひつぎ 仏壇
へいじ みこし 水玉 木魚 輪灯

揺りかご 幼児用歩行器

24A01

[第9類 第28類]

(備考)「揺りかご 幼児用歩行器」は、第28類の「囲碁用具 歌がるた 将棋用具 さいころ すごろく ダイスカップ ダイヤモンドゲーム チェス用具 チェッカー用具 手品用具 ドミノ用具 トランプ 花札 マージャン用具」に類似する。

マネキン人形 洋服飾り型類

2 4 A 0 2

スリーピングバッグ

2 4 C 0 1

[第 6 類 第 8 類 第 9 類 第 19 類 第 21 類 第 22 類 第 25 類 第 27 類 第 28 類]

額縁

2 6 B 0 1

[第 16 類]

石こう製彫刻 プラスチック製彫刻 木製彫刻

2 6 C 0 1

[第 6 類 第 19 類]

きょう木 しだ 竹 竹皮 つる とう 木皮

3 4 E 0 2

[第 31 類]

あし い おにがや すげ すさ 麦わら わら

3 4 E 0 3

きば 鯨のひげ 甲殻 人工角 ぞうげ 角 歯 べっこう 骨

3 4 E 0 5

さんご

3 4 E 0 6